

伊丹市交管理規程第2号

伊丹市交通局公印規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年7月8日

伊丹市自動車運送事業管理者

森脇 義和

伊丹市交通局公印規程の一部を改正する規程（令和 8 年伊丹市交管理規程第 2 号）

伊丹市交通局公印規程（昭和 4 2 年伊丹市交管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
（公印の新調および<u>廃棄</u>） 第 4 条 公印の新調，改刻または<u>廃棄</u>は，様式第 1 号により保管者が管理者の決裁を得て行う。 （公印の告示） 第 5 条 公印を新調，改刻または<u>廃棄</u>したときは，<u>印影を付して</u>告示するものとする。	（公印の新調，<u>改刻または廃止</u>） 第 4 条 公印の新調，改刻または<u>廃止</u>は，様式第 1 号により保管者が管理者の決裁を得て行う。 （公印の告示） 第 5 条 公印を新調，改刻または<u>廃止</u>したときは，<u>その旨を</u>告示するものとする。

付 則

この規程は，公布の日から施行する。